

第 1 章 計画の改定にあたって

1 改定の主旨と背景

柏市では、男女がそれぞれに自立し、多様な生き方を認めあい、個性をいかせる社会—男女が平等に暮らすまち柏—の実現をめざし、平成2年度から平成12年度までの「男女の共同参画をめざす柏プラン—柏市女性行動計画（平成2年3月策定、平成7年3月改定）」に続き、平成13年度から平成27年度までの「柏市男女共同参画推進計画」を策定、さらに、平成18年度からは、「中期計画」として改定施策に取り組んでまいりました。

中期計画期間には、少子高齢化の進展、経済の状況の変動、共働き世帯の更なる増加などの社会変化がありました。そのような中で、仕事と家庭や地域生活などの両立や、人生の各段階に応じた多様な生き方が選択可能となるように、官民が一体となり、経済界、労働界、地方の代表者、関係会議の有識者から構成される「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」が開催され、平成19年12月18日に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、国、地域、企業で様々な取り組みが始まっています。

国では、男女共同参画基本計画（第2次）において、重点分野を掲げ、ワーク・ライフ・バランスの推進を含めさまざまな施策に取り組んできました。さらに法制面では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年10月施行）」の改正や「次世代育成支援対策推進法（平成15年7月施行）」、「改正育児・介護休業法（平成17年4月施行）」等、男女共同参画に関わる制度の整備が進められてきました。

千葉県では、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを掲げた「千葉県男女共同参画計画」の事業計画の見直しや、DVの防止と被害者の保護や自立支援などを内容とする各種施策を展開するため、「千葉県DV防止・被害者支援基本計画」の策定（平成18年）及び改定（平成21年）が行われました。

柏市では、「柏市インターネット男女共同参画推進センター」からの情報発信やDV問題や女性を取り巻くさまざまな悩みに幅広く対応するための「女性のこころと生き方相談」の実施や相談日の増設、啓発のためのシンポジウムの開催や情報紙の作成、男女共同参画に関する意識調査の実施など、具体的な事業の展開を行ってきました。

しかしながら、家庭・職場・地域などでの意識や慣行の中などには、依然として、男女の固定的な役割分担意識がうかがえ、能力や個性が十分に活かされていない現状もあります。性別にかかわらず誰もが個人として尊重され、主体的に生き方を選択でき、その能力と個性を十分に発揮できる男女共

同参画社会の実現には、なお多くの課題が残されています。

このような現状を踏まえ、さらに計画を推進するために施策等について、見直しを行うこととしました。

2 改定の基本的な姿勢、経緯

「柏市男女共同参画推進計画」の改定にあたっては、柏市男女共同参画推進審議会の答申を踏まえ、基本理念や基本課題等の骨子はそのままに、計画の前期5年間（平成18年度から22年度まで）の目標に対し、平成23年度以降の具体的な施策について見直しを行いました。

平成21年度に男女共同参画に関する意識調査、平成22年度に計画の進行状況の把握や関係部署との調整、審議会での審議を行い、パブリックコメントでの提案、国の基本計画（第3次）の考え方等を踏まえ、目標及び施策の表現、修正、新規施策の追加を行いました。

3 計画の目的

柏市では、「男女共同参画社会基本法・第14条」に則り、「男女共同参画基本計画」及び「千葉県男女共同参画計画」を勘案し、男女がそれぞれに自立し多様な生き方を認め合い、個性を活かせる社会の実現を目指しています。

本計画に沿って、関係各課が目標を共有し、事業を遂行していくことを目的としています。

4 計画の基本理念

I 人権が尊重され男女が自立した社会の実現

男女平等の前提には、男女それぞれが個人として自立することがあげられます。男女の別なく、経済的自立、生活的自立及び精神的自立の三つの条件が整ってはじめて対等な個人と個人の人間関係が生まれます。そのためには、様々な社会的制度の改革をはじめ、教育・学習という面から社会全体の意識改革が大変重要です。すべての男女が個人として尊重され、社会の対等な構成員として共に責任を担う社会を実現します。

II 自由な選択と多様な生き方を認めあう社会の実現

社会の中には様々な性別役割分担意識やそれに基づく伝統的な制度、慣習やしきたりが依然として根強く残っています。

それらの影響により、女性の就労や男性の家事・地域活動等への参画が難しくなっていると考えられます。男性も女性も家庭・職場・地域のあらゆる領域で、一人の人間として主体性を持ち、自由な選択と多様な生き方ができる社会を実現します。

Ⅲ 男女共同参画で築くまちづくりの実現

今日、地域社会にあっては、少子・高齢化の進展、経済活動の国際化、成熟化さらに家族形態やライフスタイルの多様化等から、市民生活が変化しています。そのため、男女が社会の対等な構成員として、あらゆる領域の意思決定過程に参画し、共に責任を担い、より質の高い地域社会を創りだしていくことが必要になっています。このような状況をふまえ、自分たちの住むまちづくりには男女が共に、自らが積極的に参画し、柏市が目指している「安心・希望・支えあい」というまちづくりの理念（「柏市第四次総合計画」）に結びつけていきます。

5 計画の性格

- ・男女共同参画社会の実現に向け、「基本課題」を設定し、基本課題ごとの「目標」「施策」「具体的な施策」「担当部署」を示しました。
- ・この計画は、柏市第四次総合計画の施策体系別計画で「第一章 市民と協働—市民とともにあゆむまち」に位置付け、整合性を図り策定したものです。
- ・この計画は、男女共同参画社会を実現するために、全庁的取組及び市民や団体の協力と参画を求めています。

6 計画の期間

計画の計画期間は、平成13年度から平成27年度までの15年間とし、目標は、5年ごとに見直すこととしています。

7 計画の基本課題

I 人権

- ・女性の人権及び性を尊重する

II 教育・学習

- ・男女平等意識をつくる

III 家庭・地域

- ・男女の生活者としての自立をすすめる

IV 就労

- ・働く場における男女平等と女性の経済的自立を確保する

V 社会参画

- ・政策・方針決定の場へ男女が平等に参画する

VI 推進体制

- ・柏市男女共同参画推進計画を積極的にすすめる